

- ② 被災直前の当該住居の評価額が分かる書類（原本）
家屋評価額見積書（所定用紙）または、建築士・大工・損保会社等の有資格者が算定した書類
- ③ 固定資産評価額の記載されている証明書（写しの場合は奥書証明が必要です。）
市町村が発行する「評価額証明」・「公租公課証明」「課税証明」など

【家財に損害を受けた場合】

- ① 家財罹災報告書
- ② 家財再取得額並びに損害額一覧表
※自動車は、通勤用以外のものも家財に含めます。

*請求書等については、所属所の共済事務担当課に申し出て入手するか、共済組合のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。(http://www.iba-kyo.com)

3. その他

- (1) 「住居」とは、現に組合員が居住している建物をいい、自宅、借家、公営住宅等の別を問いません。なお、倉庫や車庫、塀などは対象になりません。
- (2) 「家財」とは、日常生活に欠かせない財産をいい、不動産（家屋の建っている土地・物置等）や現金・有価証券等は含まれません。
- (3) 組合員と被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居または家財も組合員の住居または家財の一部として取り扱います。
- (4) 給付の決定については、**請求いただいた書類等**を基に共済組合で判定いたしますので、電話による照会のみでは給付の対象となるかどうか回答できかねますのでご了承願います。

※この取り扱いは平成23年3月11日発生の東日本大震災にかかる災害にのみ適用となります。

| | |
|---------|--------------------------|
| 提出先 | 所属所の共済事務担当課 |
| お問い合わせ先 | 共済組合保険課 TEL 029-301-1413 |

携帯・PHSからの通話も無料です

あなたの秘密は守ります
こころの悩み・健康の悩み・・・経験豊かな専門カウンセラーがお答えします

健康・こころの電話相談窓口

0120-47-4479 フリーダイヤル

相談できるかたは、組合員及びその被扶養者

健康の電話相談は 年中無休
こころの電話相談は 月～金曜日 AM9:00～PM9:00
土曜日 AM10:00～PM6:00
日曜日、祝祭日、1月1日～1月3日は休み

PC・スマートフォン版サイト: https://www.healthy-hotline.com/
携帯版サイト: https://www.healthy-hotline.com/m

ログインID: iba-kyo

★相談窓口の電話回線が一本となりました



東日本大震災により被害に遭われた方へ

(災害見舞金・災害見舞金附加金の請求について)

東日本大震災により住居や家財に損害を受けた組合員の皆さんには、損害の程度に応じ災害見舞金が支給されます。まだ請求がお済みでない方は、ご確認のうえ請求願います。なお、請求期限は平成25年3月11日です。

1. 支給要件について

組合員が東日本大震災により住居や家財に一定の損害を受けた場合、その損害の程度に応じて次のとおり支給されます。

| 損害の程度 | 災害見舞金 | 災害見舞金附加金 |
|--|---------------|---------------------|
| 1.住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき 2.住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 給料の3月分×1.25※ | 災害見舞金支給額 ×60/100 |
| 1.住居および家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき 2.住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3.住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき 4.住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 給料の2月分×1.25 | |
| 1.住居および家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき 2.住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3.住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき 4.住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 給料の1月分×1.25 | |
| 1.住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき 2.住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき | 給料の0.5月分×1.25 | |
| 住居または家財の5分の1以上が焼失し、または滅失したとき | | |

| | | | |
|---------------------------|-----------|---------------|---------------------|
| 浸水によって家屋に損害を受け、その認定が困難なとき | 床上120cm以上 | 給料の1月分×1.25 | 災害見舞金支給額 ×60/100 |
| | 床上30cm以上 | 給料の0.5月分×1.25 | |
| | 床上以上 | | 給料の0.5月分×1.25 |

※特別職は1.0

2. 請求に必要な書類

- (1) 災害見舞金・災害見舞金附加金請求書
「災害見舞金・災害見舞金附加金請求書」中段の「市町村長消防署長又は警察署長の証明」欄の証明については不要です。
- (2) 災害見舞金支給調査書
- (3) 損害部分の写真
家屋の損害の場合は家屋全体（外観）の写真も添付してください。
- (4) り災証明書（写しの場合は、奥書証明が必要です。）
市町村等公的機関が証明したもので「損害の程度」が記載されているものに限りです。
- (5) その他の書類

【住居に損害を受けた場合（全壊を除く）】

- ① 新築又は修繕費の見積書（写し可、奥書証明は不要です。）